

国立大学法人評価委員会による第3期中期目標期間（4年目終了時）評価結果を業務改善等に反映した主な事例

令和3年7月

評価結果	業務改善等に反映した事例
<p>○ 大学院専門職学位課程における学生定員の未充足</p> <p>大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が平成29年度から令和元年度において90%を満たさなかったことから、今後、速やかに学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた抜本的な対応が求められる。</p>	<p>令和元年6月における学部法科大学院連携法改正を受けて、令和3年1月、専門法務研究科（法科大学院）と本学法政経学部が連携協定を締結した。その内容は、同学部法学コースに法曹コース・プログラムを設置し、同研究科における実務法曹養成教育のための授業を学部段階で先取りに実施すること、及び、同プログラム修了生は、令和4年度入学者選抜以降、同研究科2年コースの特別選抜枠で受験できること等であり、これにより同研究科と法政経学部の間で、体系的・一貫的な実務法曹養成教育を実施するための連携が強化された。また、同研究科は、明治学院大学法学部及び鹿児島大学法文学部とも同旨の連携協定を締結しており、体系的・一貫的な実務法曹養成教育の幅を広げている。</p>

参考1：評価結果の反映状況について

国立大学法人等は、評価の結果を、法第31条第1項に規定する中期計画及び準用通則法第31条第1項に規定する年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととしたこと。（準用通則法第28条の4）

※平成27年3月31日 26文科高第1147号 P10 その他 http://www.jm.chiba-u.jp/houmu/hourei_tuchi/resource/H27-134tsuchi.pdf